

9. 住宅関係の手続きについて

◇公営（町営・町有・県営）住宅入居者が死亡したとき

亡くなられた方が町営・町有住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、まちづくり推進課へお問い合わせください。県営住宅入居者の場合は、山梨県住宅供給公社へお問い合わせください。

必要な手続き

どなたがお亡くなりになったかにより、手続きが異なります。

(1)入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合

名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請)※

(2)入居名義人が亡くなり、同居されていない場合

住宅を明渡す手続き

(3)入居名義人の方以外が亡くなった場合

異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。

承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

町営・町有住宅について まちづくり推進課 住宅係

電話番号 055-272-1136

FAX番号 055-272-5601

県営住宅について 山梨県住宅供給公社

電話番号 055-237-1656

10. 水道・下水道の手続きについて

亡くなられた方が水道・下水道の名義人の場合「水道異動届」の提出が必要です。いつでも手続き可能で便利なインターネット申請をぜひご利用ください。詳しくは下記の二次元コードより町ホームページをご覧ください。また町生活環境課窓口での手続きも可能です。

郵送で手続きを行う場合「水道異動届」を町ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入の上、送付してください。

上・下水道
トップページ



亡くなられた方名義の口座振替で料金の納付を行っていた場合、変更が必要です。町指定の下記金融機関窓口にある「口座振替依頼書」へ必要事項を記入し手続きをお願いします。

町外の方で「口座振替依頼書」の郵送をご希望の場合は町生活環境課までお問い合わせください。

市川三郷町指定金融機関

- | | |
|--------------|-----------|
| ・山梨中央銀行 | ・山梨県民信用組合 |
| ・山梨みらい農業協同組合 | ・ゆうちょ銀行 |
| ・山梨信用金庫 | |

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

生活環境課 上水道係・下水道係・簡易水道係

電話番号 055-272-6092

FAX番号 055-272-5601

11. 外国籍の方の届出について

◇ 外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者又は特別永住者の親族又は同居人に、在留カード又は特別永住者証明書(外国人登録証明書)を返納していただく必要があります。この場合、東京出入国在留管理局 甲府出張所に直接赴いて返納していただくか、郵送をご希望の場合は下記の【郵送先】に記載の事務所(おだいば分室)にお送りください。

返納先

山梨県甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎9階
東京出入国在留管理局 甲府出張所

郵送先

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11
東京港湾合同庁舎9階 東京出入国在留管理局 おだいば分室

◇ 亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。

(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

東京出入国在留管理局 甲府出張所 電話番号055-255-3350
東京出入国在留管理局 電話番号0570-03-4259